

	サービス	内 容	担当課	問い合わせ先
県	県営住宅の入居	パートナーと入居することが可能	公営住宅課	054-221-3085
	身体障がい者等に対する自動車税の減免	要件に該当すれば、減免が可能	税務課	054-221-2043
	D V相談	性別に関わらず、D Vの相談が可能	こども家庭課	054-221-3759
磐田市	住民票の続柄表記を変更	続柄を「縁故者」に表記可能	市民課	0538-37-4816
	市営住宅の入居	パートナーと入居することが可能	建築住宅課	0538-37-4851
	市立総合病院での面会など	患者さんの同意に基づき面会・病状説明を受けることが可能	磐田市立総合病院	0538-38-5000
	保育施設入園の申し込み	パートナーによる申請が可能	幼稚園保育園課	0538-37-2754
	D V等の相談	家庭問題やD Vなどの相談が可能	こども・若者相談センター	0538-37-2018
	不妊治療費の助成 (令和5年4月～)	不妊治療(先進医療)費助成の対象	こども未来課	0538-37-2012
	課税・納税等の各種 税務証明書の交付申請	同一世帯の場合、パートナーによる交付申請が可能	市税課	0538-37-3767
	身体障がい者等に対する 軽自動車税の減免	要件に該当すれば、減免が可能		
	市営霊園の使用・承継	パートナーおよびその子を同じ墓地に埋葬できるほか、 墓地の使用権をパートナーに承継が可能	環境課	0538-37-2702
	住居確保給付金の申請	パートナーと生計同一世帯であれば、申請が可能	福祉課	0538-37-4797
犯罪被害者等見舞金の受給	給付対象者が死亡した場合、パートナーが受給可能	市民相談センター	0538-37-4746	